

平成 30 年 3 月 1 日

事業主様

東京都家具健康保険組合  
理事長 山口 貞雄  
(公印省略)

### 平成 30 年度収入支出予算と事業計画について

平素より当健康保険組合の事業運営に格段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、去る 2 月 22 日に開催されました第 128 回組合会において決定されましたので、取り急ぎ、要用のみご連絡いたします。

平成 29 年度の状況は、保険料収入は算出基礎となる平均被保険者数及び賞与支給率が昨年度に引き続き予算数値を上回る見込みであり、予算額を 162 百万円上回ると見込まれています。

一方、支出である保険給付費は被保険者数の増加に伴う傷病手当金等の現金給付の増額及び高額を伴う医療費の増額により、予算見込みを上回って推移しており、予算額を 45 百万円上回ると見込んでいます。

よって、収支合計差額は、前期高齢者納付金等の負担に対する国からの補助金が予算額を 180 百万円上回ると見込まれることもあり、436 百万円の収支残が発生すると見込んでいますが、法定準備金を繰り入れしているため、経常収支は、271 百万円の赤字となり、依然として厳しい財政状況に変わりはありません。

平成 30 年度の収入見通しは、前年度予算と比較して、新入社員及び定年再雇用者の増加に伴い、平均被保険者数は 1.9%の増、平均標準報酬月額は 0.6%減、賞与支給率は 3.0%増と見込んでいます。

一方、支出の 5 割弱を占める保険給付費は、診療報酬の改定による影響率 1.19%減（診療報酬本体 0.55%増、薬価等 1.74%減）及び 4 月からの入院時食事療養費の改正等を踏まえ、過去 3 年間の実績から前年予算比 3.2%の増、被保険者 1 人当たり負担額は 1.2%の増と見込んでいます。

また、支出の 4 割強を占める高齢者医療を支えるための納付金等は、後期高齢者支援

金が前年予算比 5.4%増となったものの、前期高齢者納付金が前年予算比 14.0%減となったこと等から納付金等の総額では、前年予算比 7.0%減、金額では 423 百万円の大幅な減となっています。

その結果、昨年まで行ってきた前年度収支残金の繰り越しや準備金の繰り入れを必要とせず、平成 22 年度予算編成以来の経常収支が黒字となる予算編成となりますが、平成 19 年度以降、準備金の規定額算出の緩和措置があったとはいえ 10 年超に亘り準備金を取り崩してきたこと、また、高齢者医療を支えるための納付金等の算出方法が抜本的な変更ではなく一時的な減少であることから、平成 29 年度決算剰余金は準備金へ積み立てることとし、保険料率は前年同様、協会けんぽと同率（全国平均）の 100%に据え置くこととしました。

なお、平成 29 年度に実施した事業につきましては、今年度においても継続して実施いたしますが、特に健康診断や人間ドック補助、インフルエンザ予防接種補助等協会けんぽにはない、当健康保険組合独自の事業を積極的に実施いたします。

また、第 2 期「データヘルス計画」及び第 3 期「特定健診・特定保健指導」を軸として、その実施に際しては、企業においても健康第一の風土の醸成となるよう、また健康保険組合を健全な状態で存続させるため、医療費適正化に繋がる医療費節約を意識していただくなど、事業主及び加入員の皆さま方と健康保険組合が一体となれる事業の実施に努めます。

事業の概要は、別紙のとおりとなりますが、加入者の皆さまには、広報誌（3 月下旬発行予定）に掲載して、事業所へお送りすることとしております。

当健康保険組合は、加入者の皆さまが健やかな毎日を過ごすことができるよう、各種事業に取り組んでまいりますので、何とぞご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、事業内容につきまして、社内イントラ等により紙以外での情報を希望される場合は、当組合総務課までご連絡ください。

## 平成 30 年度における主な事業の概要

### 1. 保険給付の適正化に関する事業

保険給付の適正化は、財政の健全化のために大変重要です。

加入者の皆さまにご理解とご協力をいただけますよう周知をお願いします。

#### (1) 診療報酬明細書（レセプト）の点検事務の強化

医療給付費は、健康保険組合の支出のうち最も大きな割合を占めるものであり、その増減が組合財政に与える影響は極めて大きいことから、レセプト点検の体制等を強化し、特に前期高齢者納付金に影響を与える 65 歳以上の者を重点的に行うなど効率的に実施します。

#### (2) 現金給付の適正な処理

現金給付の適正な処理を期するため傷病手当金、出産手当金の初回請求分については、出勤簿及び賃金台帳との照合確認を徹底します。

また、柔道整復師整骨院・整骨院に係る療養費については、不適正な療養費を排除するため、疑義が生じた場合は負傷部位や原因の調査などを行います。

#### (3) 負傷原因調査の実施

健康保険では、業務上や通勤途上における傷病は給付の対象外であることから、レセプト点検により業務上や通勤途上の傷病と思われる場合は、被保険者に負傷原因の調査を行うとともに正しい受診指導を徹底します。

また、第三者行為（交通事故など）による傷病と思われる場合は、調査照会のうえ「第三者行為による傷病届」の提出を求め、損害賠償請求権を代位取得し、第三者に対し求償権を行使します。

#### (4) 医療費通知の実施

加入者に医療費に対する関心を持ってもらうほか、医療機関で発行された領収書の内容と突合することにより、診療報酬の不正請求を防止するなどを目的に医療機関及び整骨院・接骨院で受診した加入者に対して、受診日や治療に要した医療費の総額を記載した医療費通知を発行します。

### 2. 後発医薬品の使用促進

後発医薬品の使用促進を促すため、ホームページの掲載や保健指導などの機会に情報提供し周知を図ります。

また、主に慢性疾患者を対象に、後発医薬品に切り替えた場合と従前の医薬品を使用した場合の差額を通知し、後発医薬品の使用促進に努めます。

### 3. 病気予防に関する事業（健診事業）

健診事業は、すべての被保険者及び35歳以上の被扶養者を対象に実施することとしております。一人一人が健康を維持するためにも、必ず受診されるよう該当する方へご案内いただきますようお願いいたします。健診事業の詳細については、「平成30年度健診事業のご案内」を広報誌とともに別途ご案内いたします。（3月下旬発送予定）

#### (1) 被保険者に対する「一般健診」

すべての被保険者（「生活習慣病健診」受診予定者、人間ドック補助申請予定者を除く。）を対象に主として事業所巡回または集合方式により実施します。

#### (2) 被保険者に対する「生活習慣病健診」

35歳以上の被保険者のうち、希望する方を対象に主に事業所巡回または集合方式により実施します。

#### (3) 被扶養者に対する「生活習慣病健診」

35歳以上の被扶養者のうち、希望する方を対象に主として集合方式により実施します。但し、近隣に集合健診会場や契約健診機関がない場合には、最寄りの健診機関でも受診できるよう利便性を図ります。

#### (4) 被保険者及び被扶養者に対する「特定健康診査（特定健診）」

40歳以上の加入者（被保険者及び被扶養者）について、「一般健診」及び「生活習慣病健診」並びに「人間ドック」において「特定健診」の検査項目を追加して実施します。

#### (5) 被保険者に対する「人間ドック補助」

35歳以上の被保険者で人間ドックを受診した方に費用の一部（上限30,000円）を補助します。但し、補助対象者には一般健診及び生活習慣病健診の補助は行われません。

#### (6) インフルエンザ予防接種補助

インフルエンザ予防ワクチンの接種を勧奨し、接種に掛かる費用の一部（上限2,000円）を補助します。

#### (7) 糖尿病重症化予防対策

糖尿病疾患の疑いがあり、治療をしていない方に対し、文書による受診勧奨を行います。

#### (8) 心の健康対策（メンタルヘルスケア）

ストレスによる病気を事前に防止するために、専門的な知識を有する者にいつでも相談、または面接相談ができるよう専門機関に委託し相談体制を整えます。

#### (9) 家具健保会館における個別面接の定期開催

特定保健指導対象者（特に被扶養者）に対して、予約制で毎週火曜日に保健指導員による特定保健指導を実施します。

#### (10) 診療所の活用

会館内の診療所を活用し、嘱託医による診察を行うとともに必要に応じて専門医療機関を紹介します。また、嘱託医の判断により投薬が必要な方には、投薬治療を行います。

なお、各種健診結果に基づき、当組合指導員が要治療者に対する治療勧奨や予防対策が必要な方々を対象に保健指導のため事業所等を訪問させていただく場合がございます。その際にご協力をお願いいたします。

### 4. 広報等の事業

加入者一人一人に健康管理の大切さや自分達の健康保険組合の状況を理解していただけるよう、最新の健康情報や組合情報を提供することとしています。

#### (1) 広報誌「家具けんぽ」の発行配付

最新の組合情報や各種事業の実施案内及び実績結果等を、随時事業所経由で送付しますので被保険者の皆さまに配付願います。また、家族皆さまへの同様の情報周知の徹底を図るため年1回は自宅へ送付いたします。

#### (2) 「健康保険ガイドブック」の配付

新たに加入された方（新規取得者）を対象に健康保険の仕組みや諸手続きなど知っておいていただきたいことを解説したガイドブックを配付します。

#### (3) ホームページの活用

加入者の皆さま方に健康保険組合のあらましや最新の組合情報及び事業内容を提供いたします。また、スマートフォンに対応するようリニューアルし、利便性の向上を図ります。

### 5. 健康教育等に関する事業

#### (1) 新入社員健康スクールの開催

新入社員等を対象として健康教育のための健康教室を開催します。併せて健康保険の基礎知識について講習を行います。（30年4月下旬開催予定）

#### (2) 健康保険委員の積極的活用

健康保険組合の円滑な運営を行うため、健康保険委員の方々を対象に年2回（30年5月中旬、10月中旬開催予定）の健康に関する専門家による講演会を開催する

ほか、健康保険業務の参考資料の配付や迅速な情報提供を行いますので、より積極的な活動をお願いします。

また、未設置事業所におかれましては委員の推薦をお願いします。

(3) 算定基礎届個別相談会を開催します。(30年6月中旬開催予定)

(4) 健康企業宣言事業所に対する支援

「健康企業宣言」に取り組む事業所に対して、健康教室や健康相談・指導を行うとともに、健康情報を提供します。

## 6. 健康づくりに関する事業

(1) 第56回事業所対抗軟式野球大会の開催

大宮運動場を会場として、事業所対抗軟式野球大会を開催します。

(30年5月13日・20日実施予定・予備日5月27日・6月3日)

(2) ウォーキング事業の実施

誰でも手軽に開始することができるウォーキングの効果を加入者に周知する事を目的に実施します。実施に内容については、決定次第、ホームページや広報誌等でお知らせします。(30年11月4日実施予定)

(3) 直営保養所の運営

箱根に所有する保養所「みやぎの」をより多くの加入者に利用頂けるよう、施設の充実を図るとともに、老朽化した諸設備を適宜補修するなどにより、利用者の利便性及び安全性の向上に努めます。

また、団体利用者の先行予約の受付、季節ごとや平日の各種イベント（健康セミナー等）を開催し利用促進及び有効活用に努めます。

(4) スポーツクラブの利用促進

運動不足の解消及び体力強化を目的に、体を動かす機会のある場としてスポーツクラブ（ルネサンス）と法人契約を継続し、全国にある施設等を利用することにより健康増進及び体力強化の意識を高めます。

## 7. データヘルス計画の実施

第2期データヘルス計画に基づき、健保組合がもっている医療の情報と健診の情報を活用することで、健保組合と事業所が連携して、より効率的・効果的な各種事業の実施を目指します。

## 8. その他

(1) 健康経営通信の配付（健康経営の推進）

当組合が所有する各種データ（医療費及び健診結果等）を活用し、企業ごとの健康経営通信を作成のうえ送付します。

(2) 東京都総合組合保健施設振興協会が実施する健康維持・増進等のための共同事業をホームページ等で広報し、加入者皆さまの参加を促します。

**【主な実施事業】**

- 保養所共同利用事業、会場を設置しての血管年齢や骨密度測定等を行う健康フェスティバルの開催、ミニマラソン大会の開催、健康講座の開催、脳検査事業等
- (3) 当健保会館には、16名又は35名程度が利用可能な二つの会議室があり、この会議室を加入者の皆さまに貸し出しを行います。

平成 30 度 収入支出予算概要表

【健康保険】

収入の部	収入額（千円）	備考
保険料収入	12,992,670	
調整保険料	168,684	
国庫補助金	3,947	
財政調整事業交付金	105,332	
雑収入	98,076	
その他	48,982	
収入合計	13,417,691	
経常収入（再掲）	13,116,999	

支出の部	支出額（千円）	備考
事務費	208,282	
保険給付費	6,428,629	保険料収入の 48.9% (A)
納付金	5,596,198	保険料収入の 42.5% (B)
保健事業費	822,558	保険料収入の 6.3%
財政調整事業拠出金	168,464	
その他	70,130	
予備費	123,430	
支出合計	13,417,691	
経常支出（再掲）	13,107,289	経常収支差 9,710 千円

※ 上記 (A) + (B) = 91.4%

【介護保険】

収入の部	収入額（千円）	備考
保険料収入	1,407,931	
国庫補助金受入	1	
雑収入	31	
収入合計	1,407,963	

支出の部	支出額（千円）	備考
介護納付金	1,404,325	
その他	151	
予備費	3,487	
支出合計	1,407,963	